

用地調査等委託業務事務処理要領（平成元年 3 月22日付け農建第234号農政部長通知）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 この要領は平成12年 4 月 1 日から適用する。 平成15年 4 月 1 日一部改正 平成22年 4 月 1 日一部改正 平成25年 7 月 1 日一部改正 平成27年11月 1 日一部改正 令和 2 年 7 月 1 日一部改正 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 令和 5 年 7 月 1 日一部改正 令和 6 年10月 1 日一部改正 令和 7 年10月 1 日一部改正	附 則 この要領は、平成12年 4 月 1 日から適用する。 平成15年 4 月 1 日一部改正 平成22年 4 月 1 日一部改正 平成25年 7 月 1 日一部改正 平成27年11月 1 日一部改正 令和 2 年 7 月 1 日一部改正 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 令和 5 年 7 月 1 日一部改正 令和 6 年10月 1 日一部改正 令和 7 年10月 1 日一部改正 <u>令和 8 年10月 1 日一部改正</u>

別紙 用地調査等共通仕様書

(打合せ等)

第12条 [略]

2・3 [略]

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(新設)

(業務実績データの作成及び登録)

第13条 受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データの作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

(木造特殊建物)

第84条 [略]

2 前項の実施に当たっては、運用方針第15別表第11の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

別紙 用地調査等共通仕様書

(打合せ等)

第12条 [略]

2・3 [略]

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。

※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

(業務実績データの作成及び登録)

第13条 受注者は、業務委託料が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データの作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

(木造特殊建物)

第84条 [略]

2 前項の実施に当たっては、運用方針第15別表第11に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

別紙 用地調査等共通仕様書 様式
様式第9号の2

土地の登記記録調査表

調査年月日	年	月	日	調査者		整理番号	
表 題 部 (土地の表示)							
所 在							
地 番		最終支号		不動産番号			
地 目				地 積			
所有者							
権 利 部 甲 区 欄 (所 有 権)							
登 記 名 義 人	氏名、名称				共有持分		
	住所、所在地						
	氏名、名称				共有持分		
	住所、所在地						
	氏名、名称				共有持分		
	住所、所在地						
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)							
	氏名、名称						
	住所、所在地						
	権 利 の 種 類		順位 番号		権利の内容		
	権 利 の 始 期				存 続 期 間		
	氏名、名称						
	住所、所在地						
	権 利 の 種 類		順位 番号		権利の内容		
	権 利 の 始 期				存 続 期 間		

別紙 用地調査等共通仕様書 様式
様式第9号の2

土地の登記記録調査表

調査年月日	年	月	日	調査者		整理番号	
表 題 部 (土地の表示)							
所 在							
地 番		最終支号		不動産番号			
地 目				地 積			
登記原因及びその日付							
所有者							
権 利 部 甲 区 欄 (所 有 権)							
	氏名、名称				共有持分		
	住所、所在地						
	氏名、名称				共有持分		
	住所、所在地						
	氏名、名称				共有持分		
	住所、所在地						
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)							
	氏名、名称						
	住所、所在地						
	権 利 の 種 類		順位 番号		権利の内容		
	権 利 の 始 期				存 続 期 間		
	氏名、名称						
	住所、所在地						
	権 利 の 種 類		順位 番号		権利の内容		
	権 利 の 始 期				存 続 期 間		

仮登記の内容

注　[略]

様式第14号の3

移転工法（計画）各案の比較表

項　　目	A　　　　　案	B　　　　　案	C　　　　　案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 （補償建物の棟数 面積、概算額、 その他）			
主たる工作物 （機械設備等）の 移転範囲及び方法 （機種名、概算額 その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、 原材料 料 、製品 等の置場面積の 確保状況）			
営業補償等に 係るものの （休業する部門補 償概算額、その			

権利の始期		存続期間	
仮登記の内容			

注　[略]

様式第14号の3

移転工法（計画）各案の比較表

項　　目	A　　　　　案	B　　　　　案	C　　　　　案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 （補償建物の棟数 面積、概算額、 その他）			
主たる工作物 （機械設備等）の 移転範囲及び方法 （機種名、概算額 その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、 原材料、製品 等の置場面積の 確保状況）			
営業補償等に 係るものの （休業する部門補 償概算額、その			

他)			
----	--	--	--

注 [略]

「別記 1」 建物等区分表

表 3 立竹木等区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用材を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤ [略] B～G [略]
用 材 林	[略]
薪 炭 林	[略]
収 穫 樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次の通り。 ①園栽培 [略] ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B [略]

他)			
----	--	--	--

注 [略]

「別記 1」 建物等区分表

表 3 立竹木等区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用材を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分がおおむね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤ [略] B～G [略]
用 材 林	[略]
薪 炭 林	[略]
収 穫 樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次の通り。 ①園栽培 [略] ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内あるいは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B [略]

竹 林	[略]
苗木(植木畑)	[略]
その他の立木	[略]
立毛(農作物)	[略]

竹 林	[略]
苗木(植木畑)	[略]
その他の立木	[略]
立毛(農作物)	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。